

三郷市開発事業等の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

三郷市長

三郷市規則第 2 号

三郷市開発事業等の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三郷市開発事業等の手続等に関する条例施行規則（平成 2 2 年規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1 (第 1 0 条関係)			別表第 1 (第 1 0 条関係)		
項目	細目	技術基準細則	項目	細目	技術基準細則
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
照明施設及び交通安全施設の整備	照明施設	照明施設は、 <u>三郷市道路照明灯の設置及び管理に関する要綱</u> （平成 2 2 年告示第 7 1 号）に基づき適切な光源等を選定し整備するものとする。	照明施設及び交通安全施設の整備	照明施設	照明施設は、 <u>三郷市照明灯の設置及び管理に関する要綱</u> （平成 2 2 年告示第 7 1 号）に基づき適切な光源等を選定し整備するものとする。
	交通安全施設（道路反射鏡、路面標示）	<p>1 道路反射鏡は、<u>三郷市道路反射鏡の設置及び管理に関する要綱</u>（平成 2 2 年告示第 7 2 号）及び埼玉県道路設計基準により設計及び整備するものとする。</p> <p>2 路面標示等は、次に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) 開発区域内道路（市に帰属予定の道路に限る。）との交差点には、停止を促すための指導停止線（w=4 5 センチメートル×3 本）を設けること。</p> <p>(2) 開発区域内道路（市に帰属予定の道路に限る。）との交差点で、既設市道側に車道外側線がある場合は、原則として交差点の車道外側線を巻き込み線による外側線交差点標示</p>		交通安全施設（道路反射鏡、路面標示）	<p>1 道路反射鏡は、<u>三郷市道路反射鏡の設置及び管理に関する要綱</u>（平成 2 2 年告示第 7 2 号）及び埼玉県道路設計基準により設計及び整備するものとする。</p> <p>2 路面標示等は、次に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) 区域内道路及び取付道路で道路管理者が交通安全上必要と認める場合には、車道中央線及び車道外側線の標示を設けること。</p> <p>(2) 区域内道路の交差点又は区域内道路若しくは取付道路と既設道路との交差点には、原則として停止を促すためのドットラインによる路面標示を設けるものとする。</p> <p>(3) 区域内道路又は取付道路と既設市道との交差点で、既設市道側に車道外側線がある場合は、交差点の車道外側線を巻き込み線による外側線交差点標示に変更するものとし、</p>

		に変更するものとし、ドットライン（w=30センチメートルを標準）による車道外側線を設けること。			ドットラインによる車道外側線を設けること。 (4) 区域内道路又は取付道路と既設道路との交差部並びに区域内道路の交差部等において、道路管理者が交通の安全上必要と認める箇所には、カラー舗装等による標示を設けること。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
消防水利施設等の整備	[略]	[略]	消防水利施設等の整備	[略]	[略]
		1～3 [略] 4 宅地分譲を目的とする開発事業で防火水槽用地が必要な場合は、事業者がその用地を確保し、消防長が行う検査に合格後、無償で市に引き継ぐものとする。 5・6 [略]			1～3 [略] 4 宅地分譲を目的とする開発事業で防火水槽用地が必要な場合は、事業者がその用地を確保し、消防長が行う検査に合格後、無償で市に引き継ぐものとする。 5・6 [略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
自動車駐車場及び自転車駐車場	自動車駐車場の設置の基準	1 自動車駐車場の設置台数は、共同住宅及び長屋においては別表第9の規定、それ以外においては別表第10の規定により算出された台数とする。	自動車駐車場及び自転車駐車場	自動車駐車場の設置の基準	1 自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「駐車場等」という。)で住宅以外の建築物の建築を目的とする開発事業における設置台数は、別表第9に定める自動車駐車場及び自転車駐車場の算定基準により算出された台数以上とする。 2 商業地域又は近隣商業地域で防火地域又は準防火地域に指定されている区域内における共同住宅等の建築を目的とする開発事業は、設置すべき自動車駐車場の台数を、計画戸数の30パーセント以上とする。 3 前項の開発事業において地域活性化への配慮のため、共同住宅等の一階部分に商業施設等の住宅以外の施設を設ける場合の自動車駐車場の設置台数は、市と協議のうえ決定するものとする。この場合において、開発区域内に設置する自動車駐車場の台数が、計画戸数の30パーセントに満たないときには、不足分を開発区域外(開発区域から概ね500メートル以内)に確保しなければならない。 4 商業地域又は近隣商業地域で防火地域又は準防火地域に指定されている区域内における住宅以外の建築物の建築を目的とする開発事業は、設置すべき自動車駐車場の台数を、利用者数予測、従業員数等を根拠として事業者が作成する自動車駐車場計

		<p>2 駐車ますの大きさは、奥行5.0メートル以上×幅2.5メートル以上を標準とする。ただし、やむを得ず前面道路から直接出入りできる構造（ハーモニカ駐車、縦列駐車等）とする場合（自動車駐車場の設置の基準の技術基準細則5において準用する道路の整備の出入口の技術基準細則2～5においてやむを得ないと認める場合に限る。）には、奥行5.0メートル以上×幅2.5メートル以上を確保するものとする。</p> <p>3 駐車ますは、実線で路面標示（仮設によらず、容易に剥がれたり、薄れたりしないもの。）をするものとする。ただし、車庫、カーポート（屋根あり）又は機械式の場合は、この限りではない。</p> <p>4 荷捌きスペースの大きさは、奥行5.0メートル以上×幅2.5メートル以上（共同住宅又は長屋が50戸以上の場合には、奥行7.7メートル以上×幅3.0メートル以上×はり下の高さ3.2メートル以上）とし、実線に加え、「荷捌き用」「集配用」等の荷捌き用であることを想起させる文字による路面標示をするものとする。ただし、インターロッキング、石貼り等により実線及び文字による路面標示が困難な場合には、必要な大きさを確保した上で、荷捌き用であることを想起させる固定式看板又は路面標示ステッカー（仮設によらず、容易に剥がれたり、薄れたりしないもの。）に代えることができるものとする。なお、荷捌きスペースは機械式でないものによるものとする。</p>			<p>画書に基づき、交通担当課と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>5 共同住宅等の入居開始後又は店舗等の事業開始後、駐車場等の不足が明らかになった場合は、速やかに当該事業の事業者の責任において不足分を確保するものとする。この場合において、開発区域外に駐車場等を確保するときは、開発区域から概ね500メートルの範囲内とする。</p> <p>6 自動車駐車場の1台当たりの面積は、12.5平方メートル以上（全長5.0メートル以上、全幅2.5メートル以上）を基準とし、白線等で区画を標示するものとする。</p> <p>7 単身用の共同住宅の建築を目的とする開発事業において設置すべき自転車駐車場の台数は、計画戸数の100パーセント以上とする。</p> <p>8 自転車駐車場の1台当たりの面積は、1平方メートル以上（全長2.0メートル以上、全幅0.5メートル以上）を基準とし、</p>
--	--	---	--	--	---

		<p>5 自動車は道路に出入りする部分（以下「敷地出入口」という。）の設置数、設置場所及び間口等については、道路の整備の出入口の技術基準細則 2～5 を準用する。</p> <p>6 敷地出入口は、安全が確認しやすい構造とし、舗装されている場合（戸建住宅は除く。）には、停止線（w=30センチメートル以上）の路面標示をするものとする。</p> <p>7 スーパー、コンビニエンスストア、飲食店、大型倉庫等の不特定多数の利用が想定される施設にあっては敷地出入口への照明灯、出庫灯、カーブミラー、減速帯その他の交通安全施設の設置に努めるとともに、交通誘導員の配置に努めるものとし、大型倉庫ではない倉庫（夜間操作する場合に限る。）にあっては照明灯の設置に努めるものとする。</p>			<p>屋根なしの自転車駐車場の場合は、その区画が明確となる標示及び看板等を建てるものとする。ただし、機械式の場合は、この限りでない。</p> <p>9 自動車が道路に出入りする部分（以下「敷地出入口」という。）は、同一敷地について1箇所とし、間口を4.2メートルとするものとする。ただし、交通処理上等の理由から特に必要と認められる場合は、出入口の設置数及び間口について、道路管理者と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>10 敷地出入口（専用住宅を除く。）の設置場所については、道路の整備の出入口の設置場所の基準を適用する。</p> <p>11 複数の敷地出入口を設ける場合は、出入口の内側から内側までの間隔を原則として8メートル以上とするものとする。</p> <p>12 敷地出入口は、安全が確認しやすい構造とし、停止線等の路面標示をするものとする。</p>
	<p>自転車駐車場の設置の基準</p>	<p>1 自転車駐車場の設置台数は、共同住宅及び長屋においては別表第9の規定、それ以外においては別表第10の規定により算出された台数以上とする。</p> <p>2 駐車ますの大きさは、奥行2.0メートル以上×幅0.6メートル以上とする。</p> <p>3 駐車ますは、実線に加え、「自転車用」等の文字・マークによる路面標示又は固定式看板を設置するものとする。ただし、サイクルポート（屋根あり）又は自転車ラック（堅固に固定されたもの）の場合は、この限りではない。なお、インターロッキング、石貼り等により実線及び文字による路面標示が困難な場合には、必要な大きさを確保した上で、自転車用であることを想</p>			

		起させる固定式看板又は路面標示ステッカー（仮設によらず、容易に剥がれたり、薄れたりしないもの。）に代えることができるものとする。
[略]	[略]	[略]

別表第5（別表第1関係）

公園施設設置基準

1～4 [略]

5 公園の施設内容は、次のとおりとする。

公園面積	施設内容	
100平方メートル以上 150平方メートル未満	公園担当課と協議のうえ、決定すること。	
150平方メートル以上 300平方メートル未満	遊具	小型2連ブランコ又は中型すべり台を1基、振動遊具、上下動遊具等の中から2基以上設置する。
	その他	ベンチ2基、水飲み1基、園名板1基、案内板1基を設置すること。 <u>LED公園用照明灯（12,500ルーメン以上）の設置に努めること。</u>
	緑地	[略]
300平方メートル以上 500平方メートル未満	遊具	2連ブランコを1基、大型すべり台を1基設置し、振動遊具、上下動遊具等の中から2基以上設置する。
	その他	<u>LED公園用照明灯（12,500ルーメン以上）1基、ベンチ3基、水飲み1基、園名板1基、案内板1基を設置すること。</u>

[略]	[略]	[略]

別表第5（別表第1関係）

公園施設設置基準

1～4 [略]

5 公園の施設内容は、次のとおりとする。

公園面積	施設内容	
100平方メートル以上 150平方メートル未満	遊具	小型2連ブランコ又は中型すべり台を1基、振動遊具、上下動遊具等の中から1基以上設置する。 この場合において、設置した遊具の安全領域面積の合計が公園面積の50パーセントを標準とする。
	その他	ベンチ2基、水飲み1基、園名板1基、案内板1基を設置すること。
	緑地	公園面積の20パーセント以上とすること。
150平方メートル以上 300平方メートル未満	遊具	小型2連ブランコ又は中型すべり台を1基、振動遊具、上下動遊具等の中から2基以上設置する。 <u>この場合において、設置した遊具の安全領域面積の合計が公園面積の50パーセントを標準とする。</u>
	その他	ベンチ2基、水飲み1基、園名板1基、案内板1基を設置すること。
	緑地	[略]
300平方メートル以上 500平方メートル未満	遊具	2連ブランコを1基、大型すべり台を1基設置し、振動遊具、上下動遊具等の中から2基以上設置する。 <u>この場合において、設置した遊具の安全領域面積の合計が公園面積の40パーセントを標準とする。</u>
	その他	照明灯（水銀灯250ワット相当）1基、ベンチ3基、水飲み1基、園名板1基、案内板1基を設置すること。

	緑地	[略]
500平方メートル以上	300平方メートル以上500平方メートル未満の施設内容を基準とし、公園担当課と協議のうえ、決定すること。	

備考

1～6 [略]

6・7 [略]

別表第6（別表第1関係）

特定防火対象物に対する消防水利施設設置基準

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

備考

1・2 [略]

3 公設消防水利施設の有効範囲とは、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に掲げる数値を半径とした円内の範囲をいう。ただし、有効範囲は、国道、片側2車線以上の車道、鉄道及び河川を超えることはできない。

(1)～(3) [略]

別表第7（別表第1関係）

土地区画整理事業の区域において行う宅地分譲を目的とした
開発事業における開発区域面積に対する消防水利施設設置基準

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

備考

1・2 [略]

3 公設消防水利施設の有効範囲とは、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に掲げる数値を半径とした円内の範囲をいう。ただし、有効範囲は、国道、片側2車線以上の車道、鉄道及び河川を超えることはできない。

(1)～(3) [略]

4 [略]

別表第8（別表第1関係）

開発区域の面積に対する消防水利施設設置基準

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

備考

1～3 [略]

	緑地	[略]
500平方メートル以上	公園担当課と協議すること。	

備考

1～6 [略]

6・7 [略]

別表第6（別表第1関係）

特定防火対象物に対する消防水利施設設置基準

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

備考

1・2 [略]

3 公設消防水利施設の有効範囲とは、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に掲げる数値を半径とした円内の範囲をいう。ただし、有効範囲は、国道並びに片側2車線道路及び河川を超えることはできない。

(1)～(3) [略]

別表第7（別表第1関係）

土地区画整理事業の区域において行う宅地分譲を目的とした
開発事業における開発区域面積に対する消防水利施設設置基準

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

備考

1・2 [略]

3 公設消防水利施設の有効範囲とは、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に掲げる数値を半径とした円内の範囲をいう。ただし、有効範囲は、国道並びに片側2車線道路及び河川を超えることはできない。

(1)～(3) [略]

4 [略]

別表第8（別表第1関係）

開発区域の面積に対する消防水利施設設置基準

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

備考

1～3 [略]

4 公設消防水利施設の有効範囲とは、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に掲げる数値を半径とした円内の範囲をいう。ただし、有効範囲は、国道、片側2車線以上の車道、鉄道及び河川を超えることはできない。

(1)～(3) [略]

5 [略]

4 公設消防水利施設の有効範囲とは、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に掲げる数値を半径とした円内の範囲をいう。ただし、有効範囲は、国道並びに片側2車線道路及び河川を超えることはできない。

(1)～(3) [略]

5 [略]

別表第9(別表第1関係)

共同住宅、長屋における自動車駐車場及び自転車駐車場の設置台数

立地条件	1戸の床面積	自動車駐車場	自転車駐車場
駅近接の商業地域又は近隣商業地域	55㎡超	・計画戸数の15%以上 ・ただし、20戸以上の場合には、荷捌きスペース1台以上を含めること	計画戸数の150%以上
	40㎡超 55㎡以下	・20戸以上の場合には、荷捌きスペース1台以上	計画戸数の150%以上
	40㎡以下	・20戸以上の場合には、荷捌きスペース1台以上	計画戸数の100%以上
駅出入口から800m以内又は駐車監視員活動区域内	55㎡超	・計画戸数の30%以上 ・ただし、20戸以上の場合には、荷捌きスペース1台以上を含めること	計画戸数の150%以上
	40㎡超 55㎡以下	・計画戸数の15%以上 ・ただし、20戸以上の場合には、荷捌きスペース1台以上を含めること	計画戸数の150%以上
	40㎡以下	・20戸以上の場合には、荷捌きスペース1台以上	計画戸数の100%以上
上記以外	55㎡超	・計画戸数の50%以上 ・ただし、20戸以上の場合には、荷捌きスペース1台以上を含めること	計画戸数の150%以上

		ス1台以上を含めること	
40㎡超	55㎡以下	・計画戸数の30%以上 ・ただし、20戸以上の場合には、荷捌きスペース1台以上を含めること	計画戸数の150%以上
40㎡以下		・計画戸数の30%以上 ・ただし、20戸以上の場合には、荷捌きスペース1台以上を含めること	計画戸数の100%以上

備考

1 定義

ア 「駅近接の商業地域又は近隣商業地域」とは、開発区域の一部又は全部が鉄道駅に接する商業地域又は当該駅若しくは当該商業地域に接する近隣商業地域を含んでいる場合をいう。

イ 「駅出入口から800m以内又は駐車監視員活動区域」とは、「駅近接の商業地域又は近隣商業地域」に該当せず、開発区域の一部又は全部が鉄道駅の出入口から800メートル以内である場合又は駐車監視員活動区域（駐車監視員が放置車両の確認等を行うために重点的に巡回する地域）をいう。

ウ 「上記以外」とは、「駅近接の商業地域又は近隣商業地域」及び「駅出入口から800m以内又は駐車監視員活動区域」に該当しない場合をいう。

エ 「床面積」とは、バルコニー、バルコニー、テラス、玄関ポーチ、小屋裏収納、出窓その他の建基法において延べ床面積に算入しない部分、メーターボックス及びパイプスペースを除いた部分をいう。

2 自動車駐車場及び自転車駐車場の設置台数に関する共通事項

ア 「共同住宅・長屋」における台数の算出について、「1戸の床面積」毎に算出した数を合算したものを設置台数とし、合算後に1台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、合算後の切り捨て前の数が0を超え1未満の場合は1台とする。

イ 「共同住宅・長屋」と「共同住宅・長屋以外」の用途がある場合には、「共同住宅・長屋」の設置場所と「共同住宅・長屋以外」の設置場所を明確に分けるものとする。

ウ 「共同住宅・長屋」について、設置は敷地内とするが、開発区域が2以上の敷地となる場合には、1の敷地に集約して設置できるものとする。隔地は認めない。

エ 「駐車監視員活動区域」について、区域が変更された場合には、変更適用日から起算して1年後の開発事業事前協議申請書又は開発事業変更事前協議申請書の提出日までは、変更前の区域によっても当該区域と見なすことができるものとする。

3 自動車駐車場の設置台数に関する事項

- ア 「共同住宅・長屋」について、荷捌きスペースを設置する場合には、来客者用、引越し用又は送迎用等（以下「来客者用等」という。）と兼ねることはできるものとするが、居住者用と兼ねることはできないものとする。また、「共同住宅・長屋以外」の用途がある場合には、「共同住宅・長屋以外」のための荷捌きスペース、来客者用等と兼ねることができるものとするが、従事者用と兼ねることはできないものとする。いずれの場合においても、別表第1記載の必要な大きさを確保した上で、路面標示等をするものとする。隔地及び機械式は認めない。
- イ 「共同住宅・長屋」について、開発区域の面積が500平方メートル未満の場合で、平置きでの「荷捌きスペース1台以上」の設置が困難な場合には、ピロティ式やビルトイン式にするなどにより「荷捌きスペース1台以上」の設置に努めるものとする。
- ウ 「共同住宅・長屋」について、荷捌きスペースを設置する場合で「1戸の床面積」が複数該当するときは、それぞれの床面積に応じた戸数を合算した数を計画戸数とし、当該計画戸数に必要となる台数を設置するものとする。
- エ 「共同住宅・長屋」について、荷捌きスペースを設置する場合で100戸以上のときは、市と協議のうえ決定した台数をいう。
- オ 「共同住宅・長屋」について、荷捌きスペースを設置する場合には、計画戸数に応じて必要となる台数（端数処理後）の内数に荷捌きスペースの台数を含めた上で、1台を限度として減じることができる。

別表第10（別表第1関係）

共同住宅、長屋以外における自動車駐車場及び自転車駐車場の設置台数

用途区分	自動車駐車場	自転車駐車場
小売店舗（スーパー、コンビニエンスストア、日用品・食品を扱うドラッグストア等）	店舗面積20平方メートルにつき1台以上+事業に必要な台数+業務に従事する者に必要な台数。ただし、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の適用を受ける場合は、同法の基準による。	店舗面積20平方メートルにつき1台以上
個人の小売店舗	店舗面積100平方メートルにつき1台以上+事業に必要な台数+業務に従事する者に必要な台数	店舗面積20平方メートルにつき1台以上
事務所	延べ床面積100平方メートルにつき1台以上+事業に必要な台数+業	延べ床面積25平方メートルにつき1台以上

別表第9（別表第1関係）

自動車駐車場及び自転車駐車場の算定基準

用途区分	自動車駐車場	自転車駐車場
店舗（スーパー、コンビニエンスストア等）	店舗部分延べ床面積20平方メートルにつき1台以上+事業に必要な台数+業務に従事する者に必要な台数	店舗部分延べ床面積20平方メートルにつき1台以上
個人の小売店舗	店舗部分延べ床面積100平方メートルにつき1台以上+事業に必要な台数+業務に従事する者に必要な台数	店舗部分延べ床面積20平方メートルにつき1台以上
事務所	延べ床面積100平方メートルにつき1台以上+事業に必要な台数+業	延べ床面積25平方メートルにつき1台以上

	務に従事する者に必要な台数	
工場・倉庫・作業所	延べ床面積300平方メートルにつき1台以上+業務に従事する者に必要な台数	業務に従事する者に必要な台数
宿泊施設(旅館・ホテル・寄宿舎等)	3室につき1台以上+業務に従事する者に必要な台数	業務に従事する者に必要な台数
病院、診療所(入院用ベッドを有する場合)	入院患者用ベッド数3台につき1台以上+社用車の台数+業務に従事する者に必要な台数	診療施設部分延べ床面積20平方メートルにつき1台以上
遊技施設(パチンコ店等)	パチンコ台又はスロットル台等3台につき1台以上	店舗面積20平方メートルにつき1台以上
飲食店(レストラン、食堂等)	店舗面積30平方メートルにつき1台以上+業務に従事する者に必要な台数	店舗面積20平方メートルにつき1台以上
金融機関	店舗面積30平方メートルにつき1台以上	店舗面積25平方メートルにつき1台以上
その他	利用の実態に基づいた適切な台数	利用の実態に基づいた適切な台数

備考

1 定義

ア 「店舗面積」とは、店舗の用に供される床面積(階段、便所、事務室、荷扱い所、倉庫等で、間仕切り等で区分された部分を除く床面積)をいい、「大規模小売店舗立地法のしおり(埼玉県作成)」によるものとする。

2 自動車駐車場及び自転車駐車場の設置台数に関する共通事項

ア 「共同住宅・長屋以外」における台数の算出について、「建築物の用途」毎に算出した数を合算したものを設置台数とし、合算後に1台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、合算後の切り捨て前の数が0を超え1未満の場合は1台とする。

イ 「共同住宅・長屋」と「共同住宅・長屋以外」の用途がある場合には、「共同住宅・長屋」の設置場所と「共同住宅・長屋以外」の設置場所を明確に分けるものとする。

ウ 「共同住宅・長屋以外」について、設置は敷地内とするが、開発区域が2以上の敷地となる場合には、1の敷地に集約して設置できるものとする。

エ 「共同住宅・長屋以外」について、「事務所」が他方の用途の附属である場合には、他方

	務に従事する者に必要な台数	
工場・倉庫・作業所	延べ床面積300平方メートルにつき1台以上+業務に従事する者に必要な台数	業務に従事する者に必要な台数
宿泊施設(旅館・ホテル・寮等)	3室につき1台以上+業務に従事する者に必要な台数	業務に従事する者に必要な台数
医療施設	ベッド数3台につき1台以上+社用車の台数+業務に従事する者に必要な台数	診療施設部分延べ床面積20平方メートルにつき1台以上
遊技施設(パチンコ店等)	パチンコ台又はスロットル台等3台につき1台以上	店舗部分延べ床面積20平方メートルにつき1台以上
飲食店(レストラン、食堂等)	店舗部分延べ床面積30平方メートルにつき1台以上+業務に従事する者に必要な台数	店舗部分延べ床面積20平方メートルにつき1台以上
金融機関	店舗部分延べ床面積30平方メートルにつき1台以上	店舗部分延べ床面積25平方メートルにつき1台以上
その他	利用の実態に基づいた適切な台数	利用の実態に基づいた適切な台数

備考

1 設置台数の算出において1台未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

2 建築物の用途が2以上の場合には、それぞれの用途ごとに定められた設置台数を合計した台数とする。

3 墓地、納骨堂及び火葬場の建築等を目的とする開発事業等の場合の駐車場の設置台数については、三郷市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成17年条例第10号)に規定する施設基準以上とする。

の用途のみで設置台数を算出することができるものとする。

3 自動車駐車場の設置台数に関する事項

ア 「共同住宅・長屋以外」について、「駅近接の商業地域又は近隣商業地域」の場合には、利用者数予測、従業員数等を根拠として事業者が作成する自動車駐車場計画書に基づき、市と協議のうえ台数（荷捌きスペースを除く。）を決定するものとする。また、当該地域の場合には、「荷捌きスペース1台以上」を確保するものとするが、開発区域の面積が500平方メートル未満の場合で、平置きでの「荷捌きスペース1台以上」の設置が困難な場合には、ピロティ式やビルトイン式にするなどにより「荷捌きスペース1台以上」の設置に努めるものとする。

イ 「共同住宅・長屋以外」について、荷捌きスペースを設置する場合には、来客者用等と兼ねることができるものとするが、従事者用と兼ねることはできないものとする。いずれの場合においても、別表第1記載の必要な大きさを確保した上で、路面標示等をするものとする。また、「共同住宅・長屋」の用途がある場合には、「共同住宅・長屋」のための来客者用等と兼ねることはできるものとするが、居住者用と兼ねることはできないものとする。隔地及び機械式は認めない。

ウ 「墓地、納骨堂及び火葬場」の場合には、三郷市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成17年条例第10号)に規定する施設基準以上とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の三郷市開発事業等の手続等に関する条例施行規則別表第1、別表第5、別表第6、別表第7、別表第8、別表第9及び別表第10の規定は、この規則の施行の日以後に申請された開発事業の事前協議について適用し、同日前になされた開発事業の事前協議については、なお従前の例による。